

第2部

資料



第 1 章

各種基礎データ

1 人口及び医療費データ

(1) 東京都及び全国の人口の推移と将来推計

(図表1-1-1関係)

【東京都】

(単位:千人)

区分 \ 年次	昭和60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	32 (2020)	37 (2025)	42 (2030)	47 (2035)
総数	11,829	11,856	11,774	12,064	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905	12,696
年少人口 (15歳未満)	2,125	1,727	1,499	1,421	1,425	1,441	1,363	1,248	1,132	1,054	1,011
構成割合(%)	(18.0)	(14.6)	(12.7)	(11.8)	(11.3)	(11.2)	(10.4)	(9.5)	(8.7)	(8.2)	(8.0)
生産人口 (15歳以上 65歳未満)	8,638	8,791	8,705	8,686	8,696	8,737	8,538	8,515	8,489	8,243	7,790
構成割合(%)	(73.0)	(74.1)	(73.9)	(72.0)	(69.1)	(67.7)	(65.4)	(65.0)	(65.1)	(63.9)	(61.4)
老年人口 (65歳以上)	1,056	1,244	1,531	1,910	2,296	2,729	3,158	3,341	3,426	3,608	3,895
構成割合(%)	(8.9)	(10.5)	(13.0)	(15.8)	(18.3)	(21.1)	(24.2)	(25.5)	(26.3)	(28.0)	(30.7)
後期高齢者人口 (75歳以上)(再掲)	391	491	589	751	977	1,265	1,524	1,782	2,055	2,113	2,109
構成割合(%)	(3.3)	(4.1)	(5.0)	(6.2)	(7.8)	(9.8)	(11.7)	(13.6)	(15.8)	(16.4)	(16.6)

(注) 年齢階級別人口には年齢不詳者を含まないため、人口総数とは一致しない。

(資料) 昭和60年から平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年から47年までは、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別人口の将来推計」(平成19年5月推計)による。

【全 国】

(単位:千人)

区分 \ 年次	昭和60 (1985)	平成2 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	27 (2015)	32 (2020)	37 (2025)	42 (2030)	47 (2035)
総数	121,049	123,611	125,570	126,926	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679
年少人口 (15歳未満)	26,033	22,486	20,014	18,472	17,521	16,479	14,841	13,201	11,956	11,150	10,512
構成割合(%)	(21.5)	(18.2)	(15.9)	(14.6)	(13.7)	(13.0)	(11.8)	(10.8)	(10.0)	(9.7)	(9.5)
生産人口 (15歳以上 65歳未満)	82,506	85,904	87,165	86,220	84,092	81,285	76,807	73,635	70,960	67,404	62,919
構成割合(%)	(68.2)	(69.5)	(69.4)	(67.9)	(65.8)	(63.9)	(61.2)	(60.0)	(59.5)	(58.5)	(56.8)
老年人口 (65歳以上)	12,468	14,895	18,261	22,005	25,672	29,412	33,781	35,899	36,354	36,670	37,249
構成割合(%)	(10.3)	(12.0)	(14.5)	(17.3)	(20.1)	(23.1)	(26.9)	(29.2)	(30.5)	(31.8)	(33.7)
後期高齢者人口 (75歳以上)(再掲)	4,712	5,973	7,170	8,999	11,602	14,222	16,452	18,737	21,667	22,659	22,352
構成割合(%)	(3.9)	(4.8)	(5.7)	(7.1)	(9.1)	(11.2)	(13.1)	(15.3)	(18.2)	(19.7)	(20.2)

(注) 年齢階級別人口には年齢不詳者を含まないため、人口総数とは一致しない。

(資料) 昭和60年から平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年から47年までは、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別人口の将来推計」(平成19年5月推計)による。

(2) 1人当たり医療費（年齢補正後）の状況

(図表2-1-3～5関係)

(単位：円)

都道府県	1人当たり医療費（平成17年度）							
	総額		入院		入院外		歯科	
		順位		順位		順位		順位
北海道	284,420	1	129,438	2	133,719	5	21,263	6
青森県	241,627	27	96,707	25	128,397	21	16,523	43
岩手県	234,015	33	93,080	29	122,556	36	18,380	27
宮城県	233,875	34	91,089	34	125,324	29	17,462	33
秋田県	249,865	19	99,963	22	131,078	12	18,824	20
山形県	230,184	36	88,755	35	123,784	34	17,645	31
福島県	237,499	29	95,239	26	125,155	30	17,104	36
茨城県	223,658	43	84,036	41	121,795	38	17,827	30
栃木県	222,229	44	82,822	42	122,107	37	17,299	34
群馬県	225,805	41	91,825	30	117,713	44	16,267	45
埼玉県	222,056	45	80,765	44	121,633	39	19,658	16
千葉県	216,349	47	77,681	47	118,238	43	20,431	9
東京都	235,048	32	82,242	43	130,772	13	22,034	3
神奈川県	226,525	40	78,128	46	126,652	24	21,744	4
新潟県	229,130	37	86,765	37	122,974	35	19,391	17
富山県	244,980	24	108,995	16	119,076	42	16,909	40
石川県	261,474	13	118,844	10	125,543	28	17,087	37
福井県	243,341	26	106,059	19	121,573	40	15,708	47
山梨県	230,424	35	91,106	33	120,929	41	18,389	26
長野県	216,787	46	84,287	40	116,158	46	16,342	44
岐阜県	235,703	30	87,286	36	129,378	16	19,039	18
静岡県	224,625	42	80,441	45	125,730	27	18,454	24
愛知県	235,440	31	85,272	38	129,849	15	20,319	11
三重県	229,004	38	84,430	39	126,017	25	18,556	23
滋賀県	227,636	39	93,364	28	117,214	45	17,058	38
京都府	245,958	23	98,690	23	128,833	19	18,435	25
大阪府	255,011	16	94,715	27	136,204	3	24,092	1
兵庫県	246,019	22	91,575	31	133,406	7	21,038	7
奈良県	238,566	28	91,424	32	128,309	22	18,833	19
和歌山県	252,519	17	96,742	24	136,084	4	19,693	15
鳥取県	248,892	21	106,033	20	124,300	33	18,559	22
島根県	252,407	18	109,692	15	125,843	26	16,872	41
岡山県	256,640	14	107,799	17	129,115	18	19,726	14
広島県	273,262	6	104,245	21	147,341	1	21,676	5
山口県	267,310	10	115,322	11	133,223	8	18,766	21
徳島県	266,132	12	112,437	12	132,983	10	20,712	8
香川県	271,107	7	109,890	13	140,927	2	20,290	12
愛媛県	256,611	15	109,778	14	128,709	20	18,124	28
高知県	275,715	4	130,400	1	127,380	23	17,935	29
福岡県	278,151	2	123,306	5	132,432	11	22,413	2
佐賀県	274,544	5	120,557	8	133,566	6	20,421	10
長崎県	276,989	3	124,027	4	133,134	9	19,828	13
熊本県	267,292	11	120,563	7	129,224	17	17,504	32
大分県	269,551	8	121,750	6	130,562	14	17,239	35
宮崎県	249,363	20	107,556	18	124,835	32	16,971	39
鹿児島県	269,029	9	127,260	3	124,985	31	16,784	42
沖縄県	244,709	25	120,451	9	108,275	47	15,983	46
全国平均	243,247		95,507	—	127,848	—	19,892	—

資料：「平成19年度 東京都医療費分析報告書」（東京都福祉保健局）

「都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール」（厚生労働省）

(3) 1人当たり老人医療費の状況

(図表2-1-3～5関係)

(単位：円)

都道府県	1人当たり老人医療費（平成17年度）							
	総額		入院		入院外		歯科	
	順位		順位		順位		順位	
北海道	1,001,110	2	572,884	2	393,057	9	27,353	11
青森県	736,947	37	354,888	36	358,903	26	16,745	47
岩手県	698,074	44	343,674	37	329,841	44	20,993	37
宮城県	757,851	33	355,263	35	373,914	16	22,917	28
秋田県	754,065	35	373,920	29	355,698	31	19,570	44
山形県	695,675	45	335,405	41	334,041	42	21,050	36
福島県	758,368	32	373,767	30	357,185	28	21,252	34
茨城県	715,446	40	338,340	38	350,285	34	20,829	38
栃木県	711,800	42	332,537	43	350,037	35	21,180	35
群馬県	739,639	36	378,807	27	331,225	43	20,756	39
埼玉県	773,832	29	367,742	32	367,024	19	26,341	17
千葉県	713,452	41	329,257	44	347,850	36	26,439	15
東京都	819,834	18	363,097	34	404,634	5	33,647	4
神奈川県	762,934	31	335,854	40	382,076	13	32,082	5
新潟県	686,532	46	319,738	45	335,797	41	25,085	19
富山県	779,596	27	432,668	18	315,438	47	19,600	43
石川県	880,608	13	495,582	8	355,280	32	20,077	42
福井県	800,434	25	433,658	17	337,860	39	20,165	41
山梨県	732,378	38	364,014	33	336,703	40	23,152	26
長野県	672,853	47	316,001	47	328,160	45	21,321	33
岐阜県	755,321	34	337,030	39	379,331	15	26,488	13
静岡県	709,284	43	317,709	46	358,406	27	24,844	20
愛知県	812,369	21	371,320	31	396,787	8	29,783	7
三重県	717,386	39	334,805	42	354,404	33	22,017	30
滋賀県	779,963	26	392,391	24	356,567	29	21,909	31
京都府	898,709	10	457,008	12	398,361	6	26,478	14
大阪府	957,743	4	436,184	16	448,270	2	40,677	1
兵庫県	838,112	17	390,278	25	406,670	4	30,995	6
奈良県	802,521	23	377,066	28	386,239	12	27,415	10
和歌山県	807,744	22	382,128	26	379,985	14	25,225	18
鳥取県	779,529	28	407,748	22	344,643	37	24,098	23
島根県	763,848	30	398,020	23	342,119	38	20,553	40
岡山県	853,358	16	452,016	13	369,383	17	26,577	12
広島県	935,563	6	443,214	14	450,673	1	35,217	3
山口県	869,150	14	473,355	11	367,097	18	23,109	27
徳島県	813,568	20	417,815	20	362,416	21	24,749	21
香川県	865,827	15	437,003	15	391,758	10	28,037	9
愛媛県	813,630	19	424,795	19	360,778	23	23,378	25
高知県	958,267	3	568,231	3	359,280	25	24,723	22
福岡県	1,019,650	1	565,356	4	408,375	3	36,215	2
佐賀県	915,370	8	492,578	10	386,550	11	29,618	8
長崎県	944,440	5	513,333	6	397,499	7	26,419	16
熊本県	887,101	12	498,177	7	360,221	24	23,686	24
大分県	887,601	11	493,304	9	366,649	20	22,635	29
宮崎県	800,823	24	411,838	21	360,892	22	21,427	32
鹿児島県	899,530	9	517,829	5	356,311	30	18,129	45
沖縄県	918,828	7	576,575	1	321,060	46	17,620	46
全国平均	821,403	—	405,905	—	377,413	—	27,176	—

資料：「老人医療事業年報」（厚生労働省）

(4) 計画期間における各都道府県の医療費の見通し

～ 医療費適正化に向けた取組実施前 ～

(第 4 章第 5 節関係)

(単位: 億円)

区 分	平成20年度	平成24年度	増加額	増加率	全国順位 (高い順)
01 北海道	17,979	19,679	1,700	9.5%	44
02 青森	3,961	4,348	387	9.8%	43
03 岩手	3,605	3,833	228	6.3%	47
04 宮城	6,065	6,986	921	15.2%	15
05 秋田	3,401	3,713	312	9.2%	45
06 山形	3,295	3,690	395	12.0%	35
07 福島	5,644	6,332	688	12.2%	33
08 茨城	7,208	8,244	1,036	14.4%	19
09 栃木	4,867	5,511	644	13.2%	28
10 群馬	5,102	5,947	845	16.6%	8
11 埼玉	16,064	18,965	2,901	18.1%	3
12 千葉	13,912	16,412	2,500	18.0%	4
13 東京	32,362	37,985	5,623	17.4%	5
14 神奈川	20,929	24,465	3,536	16.9%	7
15 新潟	6,414	7,243	829	12.9%	29
16 富山	3,038	3,338	300	9.9%	41
17 石川	3,342	3,690	348	10.4%	40
18 福井	2,253	2,522	269	11.9%	36
19 山梨	2,292	2,627	335	14.6%	17
20 長野	5,581	6,432	851	15.2%	13
21 岐阜	5,424	6,178	754	13.9%	26
22 静岡	9,286	10,659	1,373	14.8%	16
23 愛知	17,713	20,602	2,889	16.3%	10
24 三重	4,745	5,342	597	12.6%	31
25 滋賀	3,410	4,052	642	18.8%	2
26 京都	7,329	8,478	1,149	15.7%	11
27 大阪	24,951	28,495	3,544	14.2%	20
28 兵庫	15,190	17,344	2,154	14.2%	23
29 奈良	3,765	4,411	646	17.2%	6
30 和歌山	3,129	3,581	452	14.4%	18
31 鳥取	1,801	2,097	296	16.4%	9
32 島根	2,268	2,527	259	11.4%	38
33 岡山	5,828	6,737	909	15.6%	12
34 広島	8,860	10,117	1,257	14.2%	21
35 山口	4,787	5,453	666	13.9%	25
36 徳島	2,539	2,789	250	9.8%	42
37 香川	3,191	3,633	442	13.9%	27
38 愛媛	4,416	4,920	504	11.4%	39
39 高知	2,787	3,122	335	12.0%	34
40 福岡	15,933	18,356	2,423	15.2%	14
41 佐賀	2,714	3,046	332	12.2%	32
42 長崎	4,777	5,205	428	9.0%	46
43 熊本	5,852	6,682	830	14.2%	22
44 大分	3,920	4,425	505	12.9%	30
45 宮崎	3,442	3,928	486	14.1%	24
46 鹿児島	5,765	6,452	687	11.9%	37
47 沖縄	3,579	4,298	719	20.1%	1
全 国	344,717	394,890	50,173	14.6%	—

資料: 「都道府県別の医療費の将来推計の計算ツール (Ver3)」(平成20年2月 厚生労働省)

2 個別被用者保険者の概況

(第2章第1節 3 「② 医療保険制度別に見た特性」関係)

- ・ 個別被用者保険の加入者数を見ると、A共済が約26万8千人、B健保が約11万6千人であり、被保険者と被扶養者の構成は、それぞれA共済が約50%と約50%、B健保が約47%と約53%となっている。

	① 国保(東京都)	② A共済組合	③ B健保組合
加入者数	5,587,228 人	267,647 人	115,617 人
被保険者	—	136,477 人	54,522 人
被扶養者	—	131,170 人	61,095 人
レセプト件数	4,376,664 件	14,032 件	61,328 件
入院	126,362 件	190 件	1,049 件
入院外	4,250,302 件	13,842 件	60,279 件
日数	10,273,057 日	24,368 日	118,068 日
入院	2,021,307 日	1,844 日	12,142 日
入院外	8,251,750 日	22,554 日	105,926 日
医療費	111,737,694,770 円	207,510,720 円	1,021,496,120 円
入院	56,494,330,840 円	75,668,180 円	427,200,050 円
入院外	55,243,363,930 円	131,842,540 円	594,296,070 円

注1 国保(東京都)の出典:『疾病別医療費分析システム2006年11月』(東京都国民健康保険団体連合会)。区市町村国保及び国保組合(都内在住者分)の合計データを使用。

2 国保(東京都)、B健保組合:平成18年11月診療分(12月審査分)の疾病別医療費データ、平成18年11月末日現在の加入者数データを使用。

3 A共済組合:平成18年5月診療分(6月審査分)の10%無作為抽出の疾病別医療費データ(老人保健制度の対象者を除く加入者のデータ)、平成18年5月末日現在の加入者数データを使用

4 太枠・斜線の値については10%無作為抽出データを基に算出。分析ではこの値を10倍したものを使用。

(参考)

・ A 共済組合の概況

業態等	地方公務員共済組合
平均年齢(組合員)	43. 5歳 (平成 19 年 4 月 1 日現在 任意継続組合員を除く)
構成団体数	約30団体
加入者の都内居住状況	都内居住割合 約62% (埼玉県 約17%、千葉県 約10%、神奈川県 約7%)

・ B 健保組合の概況

業態等	総合組合 / 「その他の事業」(電気・ガス・水道・電設)
平均年齢(被保険者)	42. 6歳
適用事業所数	約1000
事業所の都内所在割合	都内 約950事業所(約95%) / 都外 約50事業所(約5%)
被保険者規模別事業所数	20人未満 650事業所(約65%) 20人以上50人未満 180事業所(約18%)
加入者の都内居住状況	都内居住割合 約26. 8%(本人ベース) (埼玉県 15. 6%、千葉県 12. 0%、神奈川県 12. 8%、大阪3. 1%) 扶養率 1. 12

3 用語の解説

1 医療費

(1) 都民医療費（①～③）

① 都民医療費

「国民医療費」（厚生労働省）の都道府県別医療費のこと。3年ごとに公表〔11頁〕

② 都民医療費（うち将来見通しの推計分）

厚生労働省が作成した『都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール』により算定された都道府県別医療費のこと。〔64～66頁〕

◆「都民医療費（うち将来見通しの推計分）」の範囲

「国民医療費」（厚生労働省）の医療費の範囲から、診療報酬審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会）の審査対象外医療費である柔道整復師・はり師による治療費、移送費、補装具などの現金給付分、労災保険等給付分、全額自費等を除いたものとなっている。

《参考》「国民医療費」（厚生労働省）の医療費の範囲

- ・ 診療費（医科診療〔入院・入院外〕・歯科診療）、入院時食事医療費
- ・ 訪問看護医療費（訪問看護療養費・老人訪問看護療養費・基本利用料）
- ・ 調剤費（医療保険・公費・老人保健制度分）
- ・ 柔道整復師・はり師による治療費（保険適用部分）
- ・ 移送費（保険適用部分）
- ・ 補装具（保険適用部分）など

※ 医療費の範囲は傷病の治療費に限られているため、①正常な妊娠や分娩等に要する費用、②健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用、③固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用は含まれていない。

また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分等の費用は計上されていない。

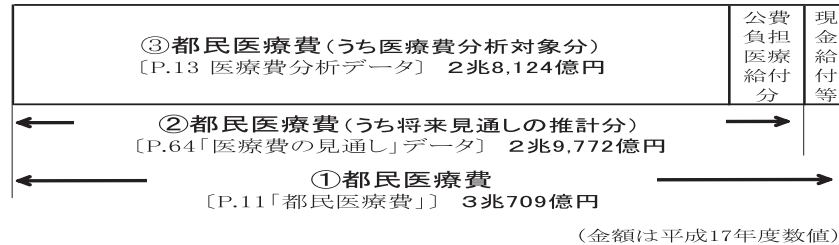
※ 制度区分別では、公費負担医療給付分（生活保護法に基づく医療扶助、障害者自立支援法に基づく自立支援医療等）、医療保険等給付分（医療保険制度分、労災保険給付分等）、老人保健給付分、患者負担分（保険給付に伴う一部負担金、全額自費等）に分けられる。

③ 都民医療費（うち医療費分析対象分）

「都民医療費（うち将来見通しの推計分）」から公費負担医療給付分を除いた額。医療費分析報告書データのこと。〔13頁〕

（国の計算ツールでは、公費負担医療給付分は年齢階層別に算定されていないため、医療費分析の対象外とした。）

< 都民医療費の概念図 >



(2) 東京都の国民健康保険医療費 [20頁]

東京都国民健康保険団体連合会作成「疾病別医療費分析システム」に収録されたデータ。

ア 疾病別医療費データ

① 「② 医療保険制度別に見た特性」 [18頁]

都内の区市町村国保及び国保組合（都内在住者分）加入者の医療に要した費用を掲載している。

② 「② 疾病別に見た特徴」 [21～24頁]

都内の区市町村国保被保険者*の医療に要した費用を掲載している。

*老健分については、国保組合加入者分も含まれる。

また、平成18年11月診療分の医科（入院・入院外）医療費データを使用している。

（歯科及び調剤に関するデータは含まれていない。）

イ 加入者数データ

平成18年11月末日現在の加入者数*を使用

* 一部の区市については、システムに収録されている加入者数を修正のうえ、一人当たり医療費や受診率等を算出している。

(3) 老人医療費

「老人医療事業年報」の老人医療費 [11頁]

老人保健法による老人医療受給対象者の医療に要する費用。

なお、老人医療受給対象者とは、以下の3つの要件すべてに該当する者をいう。

① 年齢要件

- ・ 75歳以上の者

（平成14年10月に対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられたが、平成19年9月30日までの経過措置により、75歳に向けて段階的に毎年1歳ずつ引き上げられているため、例えば平成17年10月からは原則73歳以上が対象となっている。）

- ・ 65歳以上75歳未満であって、区市町村長の障害認定を受けた者

② 加入者要件

医療保険に加入していること（生活保護受給世帯に属する者等は対象外）

③ 居住地要件

区市町村の区域内に居住地を有すること

(4) 高額医療費

本計画では、レセプト1件当たりの医療費が医科入院で80万円、医科入院外で10万円を超えるものとした。

【参考】平成18年11月診療分 国保医科レセプトにおける医療費の分布状況等

区 分	平均値	中央値	高額レセプト 基準額	全レセプトに対する割合	
				件数割合	費用額
入 院	447,083 円	336,150 円	80 万円超	11.7%	36.7%
入院外	12,998 円	6,740 円	10 万円超	1.0%	20.2%

2 疾病

(1) レセプトデータに計上されている疾病

疾病構造の分析で使用しているレセプトデータに計上されている疾病は、実際は医師がレセプトに複数の主傷病名を記載していても、レセプトごとに1つの傷病を主な疾病として機械的に選択したものであり、診療内容や医療費の投入度合い等は加味していない。

このため、合併症や併存症が多数記載されている場合、選択されなかった疾病の件数、医療費において低い集計値となる可能性がある。

(2) 疾病大分類

社会保険表章用疾病分類表（19分類）に基づく分類

(3) 疾病中分類

社会保険表章用疾病分類表（119分類）に基づく分類

(4) 生活習慣病（10疾病） 【23頁】

「糖尿病」「その他の内分泌、栄養の疾患」「高血圧性疾患」「虚血性心疾患」「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「動脈硬化（症）」「腎不全」である。

なお、「糖尿病」には、生活習慣病に含まれる「2型糖尿病」のほか、「1型糖尿病」や「その他の特定の機序、疾患による糖尿病」等、「腎不全」には、生活習慣病に含まれる「糖尿病性腎不全」のほか、薬物や造影剤、重症化した糸球体腎炎、大出血、前立腺肥大等を原因とする腎不全、「その他の内分泌、栄養及び代謝疾患」には、生活習慣病に含まれる「高脂血症」のほか、ICD-10の分類でいう所の「その他のグルコース調節及び膵内分泌障害」や「栄養失調（症）」等に該当する疾病も含まれており、分析に当たっては留意する必要がある。

3 受診率 [18頁]

レセプト件数を被保険者数で除したもの

「受診率（1000人当たり件数）」＝レセプト件数／被保険者数×1000

4 年齢補正 [13～14頁]

厚生労働省の「都道府県別の医療費の将来見通しの計算ツール」より、都道府県別の70歳未満及び70歳以上一人当たり医療費を算出し、それぞれの値を全国の70歳未満及び70歳以上人口に乗じて合計した医療費総額の値を全国の全人口で除して算出した。

「都道府県別一人当たり医療費（年齢補正後）」

＝（都道府県別、70歳未満一人当たり医療費×全国の70歳未満人口
＋都道府県別、70歳以上一人当たり医療費×全国の70歳以上人口）
÷全国の全人口

5 標準化死亡比【SMR】 [16頁]

死亡率は通常、年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率を、そのまま比較することはできない。比較を可能にするためには、標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する必要がある。

標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と、実際に観察された死亡数とを比較するものである。

我が国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。

標準化死亡比は、基準死亡率と対象地域の人口を用いれば簡単に計算できるので、地域別の比較によく用いられる。

〔出典：「都道府県別死因の分析結果について」（厚生労働省）〕

社会保険診療表章用疾病分類表（疾病大分類・中分類）

I	感染症及び寄生虫症	Ⅶ	耳及び乳突突起の疾患	XⅢ	筋骨格系及び結合組織の疾患
101	腸管感染症	801	外耳炎	1301	炎症性多発性関節障害
102	結核	802	その他の外耳疾患	1302	関節炎
103	主として性的伝播様式をとる感染症	803	中耳炎	1303	脊椎障害（脊椎症を含む）
104	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス疾患	804	その他の中耳及び乳突突起の疾患	1304	椎間板障害
105	ウイルス肝炎	805	メニエール病	1305	頸腕症候群
106	その他のウイルス疾患	806	その他の内耳疾患	1306	腰痛症及び坐骨神経痛
107	真菌症	807	その他の耳疾患	1307	その他の脊柱障害
108	感染症及び寄生虫症の結核・後遺症			1308	肩の障害（損傷）
109	その他の感染症及び寄生虫症			1309	骨の密度及び構造の障害
				1310	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
Ⅱ	新生物	Ⅸ	循環器系の疾患	XⅣ	尿路器系の疾患
201	胃の悪性新生物	901	高血圧性疾患	1401	糸球体疾患及び腎尿管細管間質性疾患
202	結腸の悪性新生物	902	虚血性心疾患	1402	腎不全
203	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	903	その他の心疾患	1403	尿路結石症
204	肝及び胆内胆管の悪性新生物	904	くも膜下出血	1404	その他の尿路系の疾患
205	気管・気管支及び肺の悪性新生物	905	脳内出血	1405	前立腺肥大（症）
206	乳房の悪性新生物	906	脳梗塞	1406	その他の男性器の疾患
207	子宮の悪性新生物	907	脳動脈硬化（症）	1407	月経障害及び閉経周辺期障害
208	悪性リンパ腫	908	その他の脳血管疾患	1408	乳房及びその他の女性性器の疾患
209	白血病	909	動脈硬化（症）		
210	その他の悪性新生物	910	痔核		
211	良性新生物及びその他の新生物	911	低血圧（症）		
		912	その他の循環器系の疾患		
Ⅲ	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	X	呼吸器系の疾患	XⅤ	妊娠、分娩及び産じょく
301	貧血	1001	急性鼻咽喉頭炎〔かぜ〕（感冒）	1501	流産
302	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1002	急性咽喉炎及び急性扁桃炎	1502	妊娠・高血圧症候群
		1003	その他の急性上気道感染症	1503	単胎自然分娩
		1004	肺炎	1504	その他の妊娠、分娩及び産じょく
Ⅳ	内分泌、栄養及び代謝疾患	1005	急性気管支炎及び急性細気管支炎		
401	中・小腸障害	1006	アレルギー性鼻炎	XⅥ	周産期に発生した病態
402	糖尿病	1007	慢性副鼻腔炎	1601	妊娠及び胎児発育に関連する障害
403	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	1008	急性又は慢性と明示されない気管支炎	1602	その他の周産期に発生した病態
V	精神及び行動の障害	1009	慢性閉塞性肺疾患	XⅦ	先天奇形、変形及び染色体異常
501	血管性及び詳細不明の病変	1010	喘息	1701	心臓の先天奇形
502	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1011	その他の呼吸器系の疾患	1702	その他の先天奇形、変形及び染色体異常
503	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害				
504	気分（感情）障害（壊うつ病を含む）	XⅠ	消化器系の疾患	XⅧ	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
505	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1101	う蝕	1800	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
506	知覚障害＜精神遅滞＞	1102	歯肉炎及び歯周疾患		
507	その他の精神及び行動の障害	1103	その他の歯及び歯槽の支持組織の障害	XⅨ	損傷、中毒及びその他の外因の影響
		1104	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	1901	骨折
		1105	胃炎及び十二指腸炎	1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷
Ⅵ	神経系の疾患	1106	アルコール性肝疾患	1903	頭蓋内損傷及び内臓の損傷
601	パーキンソン病	1107	慢性肝炎（アルコール性のものを除く）	1904	中毒
602	アルツハイマー病	1108	肝硬変（アルコール性のものを除く）	1905	その他の損傷及びその他の外因の影響
603	てんかん	1109	その他の肝疾患	【参考：疾病中分類に含まれる主な疾患】	
604	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	1110	胆石症及び胆のう炎	0210	その他の悪性新生物
605	自律神経系の障害	1111	脾疾患	0403	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患
606	その他の神経系の疾患	1112	その他の消化器系の疾患	0606	その他の神経系の疾患
Ⅶ	眼及び付属器の疾患			0704	その他の眼及び付属器の疾患
701	結膜炎	XⅡ	皮膚及び皮下組織の疾患	0903	その他の心疾患
702	白内障	1201	皮膚及び皮下組織の感染症	1003	その他の急性上気道感染症
703	屈折及び調節の障害	1202	皮膚炎及び湿疹	1011	その他の呼吸器系の疾患
704	その他の眼及び付属器の疾患	1203	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	1112	その他の消化器系の疾患
				1203	その他の皮膚及び皮下組織の疾患
				1310	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患
				1905	その他の損傷及びその他の外因の影響

二次保健医療圏



二次保健医療圏（構成区市町村・面積）

二次保健医療圏	構成区市町村	面積(km ²)
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	63.52
区南部	品川区、大田区	82.18
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	87.89
区西部	新宿区、中野区、杉並区	67.84
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113.93
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	98.24
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	103.05
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	572.71
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	324.51
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.25
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	95.82
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.59
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	405.72
計		2,187.05